

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 20 日現在

機関番号：34423

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22500558

研究課題名（和文）性的マイノリティのスポーツ権保障のためのガイドライン策定に関する総合的検討

研究課題名（英文）General investigation for the guidelines on sexual minority in sport
研究代表者

飯田 貴子（IIDA TAKAKO）

帝塚山学院大学・人間科学部・教授

研究者番号：60099554

研究成果の概要（和文）：国際オリンピック委員会や国際陸上連盟の性に関する規程の変遷、および米国の学校教育における性的マイノリティに対する先駆的ガイドラインの検討とともに、体育・スポーツ専攻学生約 3000 名に対しスポーツ価値観および性についての質問紙調査を実施した。調査結果から、6.9%の性的マイノリティの存在、ホモフォビアおよびトランスフォビアは男性に強いこと、スポーツ価値観が強い者ほど異性愛および身体の性別二元制を支持する傾向が強いことが明らかになり、日本のガイドライン策定にあたっての重要な示唆を得た。

研究成果の概要（英文）：With studying the IOC and IAAF regulations about sex and the leading guidelines for the sexual minorities in physical education in America, we administered a questionnaire about the sport ideology, gender and sexuality to approximately 3000 students studying in sports and physical education faculties and departments. The results of the questionnaire research show that homophobia and transphobia are stronger in male students and those who answered with stronger value on the sport ideology scale supported the heterosexim and the binary sex model. In addition, we found that 6.9% of participants were profiled as sexual minority. These findings give us important suggestions for making the guidelines on sexual minority in the Japanese sport field.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011 年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2012 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：健康・スポーツ学・身体教育学

キーワード：スポーツ、ホモフォビア、トランスフォビア、ガイドライン、性別確認検査、異性愛主義、性別二元制、因子分析

1. 研究開始当初の背景

近代スポーツが、性別二元制およびその根底をなす異性愛主義を支える強力な社会制度であることは多くの研究により指摘されている（Messner, 1992; Hall, 1996）。そのた

め、セックス・ジェンダー・セクシュアリティの規範的枠組みから逸脱する人達、いわゆる性的マイノリティはスポーツ領域において様々な疎外・抑圧状況に晒されている（Griffin, 1998 注; Price and Parker, 2003）。

日本におけるスポーツと性的マイノリティに関する研究は、研究代表者と分担者による「性的マイノリティがスポーツ領域において経験する疎外感と解放感に関する研究」（19～21年度科学研究費補助金基盤C-19500516）が第一歩である。ここでは、性的マイノリティに対し学校での体育・スポーツにおける疎外感や抑圧経験を質問紙調査し、日本のスポーツにおける性別二元制と異性愛主義の内面化がどのような問題を生じさせているかの一端を明らかにした（風間、飯田他4名, 2009）。しかし、この研究は関西レインボーパレードの場においての質問紙調査であったことの限界、性的マイノリティの区分が十分でなかった点、当事者のもう一方である抑圧を加える側の実態把握が出来なかった点等の課題が残っている。

更には、スポーツとセクシュアリティに関する研究が西洋人、白人に偏向している（Caudwell, 2006）、ホモフォビア（同性愛嫌悪）の受け止めかたがジェンダーやスポーツ種目によって異なるという研究（Mennesson and Clement, 2003; Skobvang, 2009）、スポーツ能力に関するゲイとレズビアンへのステレオタイプ言説（CAAWS, 2006）等、先行研究は海外のみでおこなわれ、日本の実態は全く把握されていない。

実践活動を見ると、1982年にゲイのためのオリンピックとして開催された「ゲイ・ゲームズ」は、2006年のシカゴ大会では北京オリンピックと同規模の参加者を得るまでに至っている。また、性的マイノリティの多様性を求め、2006年からは「アウト・ゲームズ」が開催されるなど、差異や多様性に着目した活動が活発化してきている（Waite, 2003; Symons and Hemphill, 2006）。2009年ベルリン世界陸上800mで浮上したセメンヤ選手の性別問題も、人間の性を二元制で言及できないことを証明している。スポーツ領域において性的マイノリティが抱えている問題を把握し、彼ら／彼女らのスポーツをする権利をどのように保障していくかが求められている。

近年、日本国内においても「スポーツの権利」または「スポーツにおける差別」に関する検討がなされるようになった（関, 2001; 内海, 2002; 等々力, 2003）。スポーツ振興を束ねるスポーツ省（庁）設置の話題が散見されるようになってきている現在、性的マイノリティのスポーツ権保障のためのガイドライン策定に向けた総合的学術的検討は意義深いと言える。

2. 研究の目的

本研究は、性的マイノリティ間における多様性に着目し、彼ら／彼女らがスポーツ領域において経験する固有の疎外感や抑圧経験を

、被る／加える双方の立場から調査し、その特徴および要因を明らかにし、モデルとなる海外ガイドラインの調査研究を行い、性的マイノリティの「スポーツ権保障」のための日本のガイドラインを策定する上での総合的な理論的枠組みを提示することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) スポーツ領域における性的マイノリティに対するマジョリティの認識に関する調査

将来スポーツ指導者となりうる可能性が高い体育・スポーツ関連学部・学科の学生（以後、体育・スポーツ専攻学生とする）を対象者とし、女子大2校を含む18大学に、調査を依頼した。質問紙調査の内容は、個人の属性、スポーツへの価値観（Spreitzer & Snider (1975) の Psychosocial Function of Sport Scale, 15項目）、ジェンダー観（鈴木 (1994) の平等主義的性役割態度尺度短縮版, 15項目）、同性愛に対する認識（Hudson & Ricketts (1980) の Index of Homophobia, 25項目の内日本の文化に適さない2項目を除く23項目）、トランスジェンダーに対する認識（Nagoshi 他 (2008) の Transphobia Scale, 9項目）以上は5件法、および性的マイノリティに関する知識（本課題研究において作成、9項目）（3件法）である。

5件法の集計においては、全くそのとおり（1点）～どちらともいえない（3点）～ぜんぜんそう思わない（5点）の点数を配し、知識を問うた質問は、点数化が相応しくないため「はい」「いいえ」「わからない」の回答別に集計を行った。

回収数は3259部、単純集計はそのうちの有効回答数3243部（99.5%）に対して行い、各尺度の因子分析、尺度間の相関係数、知識項目と各尺度との分散分析では、1つ以上未回答がある調査票468部を削除した。結果を性別に分析するにあたっては、先行研究との比較を考慮して身体の性別を用いることとし、男女間の差の検定にはt検定および χ^2 乗検定を用いた。

(2) スポーツ領域における性的マイノリティの経験に関する調査

日常的にスポーツ活動を行っているゲイ3名、レズビアン4名に対し、半構造的インタビュー調査を実施した。質問は、スポーツとセクシュアリティに関連した内容で、「同性愛者としての経験」「同性間の結びつき」「同性愛者を主要な対象とするスポーツ空間」「ゲイとレズビアンの違い」等である。

(3) IOC、IAAFの性別に関する文書および海外のガイドラインに関する研究

性別確認検査および性別変更後の大会参加に関するIOC文書ならびに近年の高アンドロゲン血症女性の出場資格に関するIAAFと

IOCに関する文書について検討を行った。加えて、米国の学校スポーツにおけるトランスジェンダー生徒や学生のための先駆的レポート”On the team: Equal Opportunity for transgender Student Athletes” (H. J. Carroll & P. Griffin, 2010) を詳読し、トランスジェンダー・アスリートを交えて、当レポートの有効性を検証するためのワークショップを実施した。

4. 研究成果

(1) スポーツ領域における性的マイノリティに対するマジョリティの認識に関する調査

①個人の属性

性別をみると、身体の性別は、男性が53.2%、女性が44.4%、その他が0.6%、無回答が1.8%であり、心の性別は、身体の性別と同一が95.4%、違和およびその他が2.7%であった。性的指向は、異性愛が93.1%、同性愛が3.4%、両性愛が2.9%であり、同性愛の内訳はゲイが46.2%、レズビアンが53.8%であった。

身近に、同性愛、両性愛、性同一性障害、トランスジェンダー等の人がいると回答した者は、全体で32.6%を示し、性的マイノリティが被調査者の周囲に一定割合存在することが明らかになった。身近に性的マイノリティがいると回答した者の内訳は、男性が16.8%、女性が51.3%であり、男性自身の無関心さとともに、男性のスポーツ領域において性的マイノリティが不可視化されている現実および性的マイノリティの生きづらさが浮かびあがった。

競技経験では、国際レベルを含む全国レベル以上が41.3%、地方、都道府県、市町村レベルの合計が54.3%であった。

「将来、指導者になりたいか」の質問に関しては、現在すでに指導をしている者を含めると73.3%が、指導者になることを希望していた。

②Psychosocial Function of Sport Scale (以後、スポーツ価値観尺度とする)

スポーツ価値観に強く賛同する者ほど、ホモフォビアやトランスフォビアが高いとの仮説のもと、スポーツ価値観尺度調査を実施した。男女とも、15項目全ての項目に価値を見出しており、性別では女性の方が、スポーツ価値観に強く賛同を示し、有意差は12項目で認められた。全体では、「スポーツは、若者に心身を鍛えることを教えるので価値がある」「スポーツは、わたしにとって無駄な時間だ(逆転項目)」「スポーツは、わたしの生活に何の満足ももたらさない(逆転項目)」に高い価値観が示された。

③平等主義的性役割態度尺度短縮版(以後、ジェンダー平等尺度とする)

体育・スポーツ専攻学生のジェンダー観を把握するとともに、平等志向が強い者ほど、ホモフォビアやトランスフォビアが弱いとの仮説のもと、ジェンダー平等尺度調査を実施した。全体では、「子育ては女性にとって一番大切なキャリアである」「経済的に不自由でなければ、女性は働かなくてもよい」の2項目において、強く賛同していた。また、「子育ては女性にとって一番大切なキャリアである」を除く、14項目において女性に平等主義的志向が強く、有意差は全項目において認められた。

④Index of Homophobia (以後、ホモフォビア尺度とする)

ホモフォビア尺度においては、男性で23項目中15項目において、女性では10項目において3点「どちらでもない」以上を示し、ホモフォビアがかなり存在することが明らかになった。なかでも「同性の人に言い寄られたら、いい気分がする(逆転項目)」および「同性の人に性的にせまられると、腹立たしく思う」のように、同性愛者と直接的な関わりが生まれる状況において、ホモフォビアが強く表れる傾向であった。また、「男性2人が人前で手をつないでいるのを見ると、気持ちが悪い」に対しても、男女ともにホモフォビアが強かった。性別でみると、「同性の人に言い寄られたら、自分は同性愛者かもしれないと思う」と「娘の先生が女性の同性愛者であるとわかって、いやではない」の2項目を除き、女性の方が、有意にホモフォビアが弱い結果が得られた。これらの結果は、先行研究と同様の傾向を示している。

⑤Transphobia Scale (以後、トランスフォビア尺度とする)

トランスフォビア尺度においては、男性では9項目中5項目において、女性では1項目においてのみ、3点「どちらでもない」以上を示し、男性におけるトランスフォビアの強さが明らかになった。最も高い得点を示したのは「男性なのか女性なのかわからない人から誘惑されるのは、いやだ」であり、ホモフォビアと同様、トランスジェンダーと直接的な関わりがでてくる状況において、男女ともトランスフォビアが強くなる傾向を示した。性別でみると、全ての項目において女性の方がトランスフォビアが弱く、有意差もすべてに認められた。

⑥性的マイノリティに関する知識

知識項目については、一般的知識から専門的知識まで質問内容に違いがあるため、点数化せず、それぞれの設問の回答別に集計を行った。性的マイノリティについての知識に関しては、性同一性障害、戸籍の変更、同性愛者の結婚に関する一般的知識は半数以上が有しているが、「同性愛は、本人の意思で変えることができる」や「身体の性別は、女性

または男性の2種類に明確に分かれている」にみられる性的指向や身体性の性に関する正しい知識を持っている者は20%にも満たなかった。

さらに、スポーツと性的マイノリティに関する専門的知識、すなわち性別変更後のオリンピック出場、性別確認検査、ゲイ・ゲームズを知っている者は10%程度と少なかった。性別ごとに正答率をみると、スポーツと性的マイノリティに関する専門的知識以外は女性の方に正答率が高く、「すべての人は異性に魅力を感じる」においては、その差がとくに大きかった。逆に専門的知識においては、男性の方に正答率が高く、全ての項目において有意差が認められた。

以上、性別に各尺度を比較した結果、女性の方が男性よりもスポーツの価値を認め、ジェンダー観において平等志向が強く、ホモフォビアとトランスフォビアはともに弱く、性的マイノリティに関する一般的知識も高い傾向にあった。

⑦各尺度間の相関関係

スポーツ価値観尺度は、ジェンダー平等尺度、ホモフォビア尺度、トランスフォビア尺度のいずれとも無相関であった。ジェンダー平等尺度は、ホモフォビア尺度との間に弱い相関(0.316)、トランスフォビア尺度との間にやや強い相関(0.427)があった。トランスフォビア尺度とホモフォビア尺度の間には強い相関(0.703)があった。

性別ごとにみると、男性ではジェンダー平等尺度とホモフォビア尺度の間に相関はなかったが、ほぼ上記と同様の傾向を示していた。これにより、尺度間の相関では、スポーツに対する価値観の強い者ほどホモフォビアやトランスフォビアが強いという仮説は実証できなかった。

⑧性的マイノリティに関する知識と各尺度との関係

知識項目の回答を4つの尺度(スポーツ価値観、ジェンダー平等、ホモフォビア、トランスフォビア)ごとに分散分析を行った。設問の回答(はい、いいえ、わからない)とスポーツ価値観尺度とに関連が認められるものは、9項目のうち次の3項目であった。

「すべての人は異性に魅力を感じる」に「はい」と回答した者は、スポーツ価値観が有意に高く、この傾向は男女とも同じであった。「身体性の性別は、女性または男性の2種類に明確に分かれている」については、男性では3つの回答間に有意差がなかったが、全体および女性では「はい」と回答した者はスポーツ価値観が有意に強かった。

「同性愛は本人の意思で変えることができる」については、女性では各回答間に有意差はなかったが、全体および男性では「はい」と回答した者は、スポーツに対する価値観が

有意に強かった。

尺度間の相関関係では、スポーツ価値観は他の尺度と有意な関係は認められなかったが、性的マイノリティに関する知識とスポーツ価値観尺度との分散分析の結果からは、スポーツ価値観の強い者ほど、異性愛主義的価値観を持っており、身体性の性別二元制を支持する傾向であることが明らかになった。

(2) スポーツ領域における性的マイノリティの経験に関する調査

限られた対象者であったが、ここで得られた結果の特徴は、同性愛者を主要な対象とするスポーツサークルへの参加要因において、ゲイとレズビアンに差異がみられることである。つまり、ゲイの場合は主流社会のヘテロノーマティビティによる阻害要因が、レズビアンの場合は同性愛者間の社交要因が、より強く作用しているように考えられた。本調査は、今後対象者数を増やして継続することが望まれる。

(3) IOC、IAAFの性別に関する文書および海外のガイドラインに関する研究

①IOC、IAAF文書

IOCおよびIAAFの性別確認検査、性別変更選手のオリンピック大会への参加承認、高アンドロゲン血症女性の出場資格に関する一連の文書の検討から、スポーツへの参加の平等の確保にとって意味ある境界として用いることができるのは、ジェンダーからセックス、そしてアンドロゲンへと変移し、現在では、性染色体質検査において身体性の性を2つに分割できないことが明確になった。しかしながら、IAAFやIOCはスポーツの公平性・公正性を担保するために、男女別に競技を実施することを規程に盛り込んでいる。そして、この規程においては、法的に女性であるが、高アンドロゲン血症のため女性競技への参加を認められなかった女性が、男性競技に出場できる機会は保障されていない。あるいはその逆の機会も閉ざされている。これらの点においても、事実上スポーツにおける性の公平性・公正性は破綻しているのは明白である。にもかかわらず、IOCやIAAFの意思決定機関の核をなすメンバーが性別による競技に固執するのは、境界としての性別の意味以上の「何か」があると推察することも可能であるが、これに関しては今後、性をとりまく社会的価値およびその変化について、スポーツという身体文化から照射する必要がある。いずれにしても、男女別に実施されてきた/これからも実施される競技スポーツは、学校体育や生涯スポーツ等のスポーツ分野において主導的役割を果たすだけでなく、一般社会のあらゆる分野に対し性別二元制の強力なモデルとして遍く作用することになる。

②” On the team: Equal Opportunity for transgender Student Athletes”

このレポートは、世界で初めてトランスジェンダーの学生選手の参加をサポートするためのポリシーや行動指針を示したものであり、よりインクルーシブなスポーツ環境を作っていくための重要なステップとして意義があり、「学校スポーツは教育の重要な一部であり、トランスジェンダーの学生たちもそのアイデンティティを尊重され、スポーツに十全に参加する権利を持つ」という基本理念や、そのための具体的な取り組み、ポリシー例などは、日本においても有効である。

また、選手が実際に直面しうる様々な問題について細かな具体的なガイドラインが示されていることから、学校や競技団体が環境整備に取り組む際、および選手自身が自己の身体、アイデンティティ、人生について、ホルモン投与や手術、カムアウトなど非常に重要な決定をする際にも、重要な情報となりうる等、当レポートはトランスジェンダーとしてのアイデンティティとポジティブに向き合っていくための一助になる。

その一方で、トランスジェンダー学生アスリートが競技に参加する場合、高校まではその必要がないとされながら、大学になるとホルモン治療が要件に入ってくることにについて、IAAFの「高アンドロゲン血症についての規程」との関連が記述されており、「男性/女性」の二分法に基づいた意識が当レポートにおいても残っていることを見出した。

③ ワークショップ

ワークショップでは、トランスジェンダーであることをカムアウトした元フェンシング日本代表者を招き体験を語ってもらうとともに、“Equal Opportunities for Transgender student athletes”を紹介し、学校教育における問題点と求められる対応策について話し合った。その結果、一人ひとりの人権を尊重すること、「当事者とマジョリティのコミュニケーションの問題」が課題である点が浮かびあがった。さらに「知識や情報の取得と提供」も強調されたが、その方法論については継続して検討する必要がある。

(4) 結論

今回の調査研究から、日本のスポーツ環境において6.9%の性的マイノリティが存在すること、性的マイノリティの構成は多様でありスポーツへの志向においても異なる考えを持っていること、将来その多くが指導者となる体育・スポーツ専攻学生は、ホモセクシュアルやトランスジェンダーに対するフォビアを持っており、スポーツへの価値観が強い者ほど性別二元制および異性愛主義を支持しており、その傾向は男子学生に強く表れていることが明らかになった。加えて、IOC、IAAFの文書の検討からも、スポーツ界を牽引

する組織が性別二元制を強固に維持しようとする意向が指摘された。

日本のスポーツ界では、昨年よりパワーハラスメント、暴力、性暴力、体罰等の不祥事が続々と表面化してきているが、その要因に男性中心の閉鎖的組織があることは否めない。「スポーツ基本法」(平成23年)では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であると謳われ、スポーツ権の保障が国の責務であることが明確に示されている。多様なマイノリティが全ての人々に含まれることは当然である。

ガイドラインの内容に関しては、「性的マイノリティがスポーツ領域において経験する疎外感と解放感に関する研究」(19~21年度科学研究費補助金基盤C-19500516)の成果報告書において既に示している。上述のように、性的マイノリティの存在が明らかになったうへは、彼ら/彼女らの人権、およびスポーツ権を尊重、保障するためのガイドラインの策定が急がれる。そして、策定にあたっては、何よりも先ずガイドラインの作成・策定を牽引する組織の多様性を確保し、各人の人権意識を高めることが重要であろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者および連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

- ① 來田享子, 1936年から1959年までのIOCにおける女性の参加問題をめぐる議論-IOC総会・理事会議事録の検討を通して-、中京大学体育研究所紀要、査読無、第27号、2013、13-35
- ② 來田享子, 吉川康夫, 小石原美保監訳、<国連文書翻訳>SDPIWG報告書(2008)開発と平和に向けたスポーツの力の活用:各国政府への勧告「第4章 スポーツとジェンダー:少女/女性のエンパワーメント、スポーツとジェンダー研究、査読無、VOL. 11、2013、114-151
- ③ 飯田貴子, 身体能力の性差再考-スポーツ・パフォーマンスを中心に-、「第16期女性学講演会 女性学・ジェンダー研究の現在」大阪府立大学女性学研究センター、査読無、6巻、2013、1-20
- ④ 風間孝, 他6名、性的マイノリティのスポーツ参加——学校におけるスポーツ経験についての調査から、スポーツとジェンダー研究、査読有、9巻、2011、43-52
- ⑤ 飯田貴子, 若者へのインタビュー調査から見えてくる「スポーツ環境における同性愛に対する態度」、スポーツとジェンダー研究、査読有、9巻、2011、62-74
- ⑥ 來田享子, 欧州評議会におけるスポーツと性にかかわる差別に関する近年の審

議、中京大学体育学論叢、査読有、第50巻第2号、2010、1-19

- ⑦ 來田享子、スポーツと「性別」の境界—オリンピックにおける性カテゴリーの扱い—、スポーツ社会学研究、査読無、第18巻第2号、2010、23-38

〔学会発表〕(計7件)

- ① 飯田貴子、身体能力の性差再考—スポーツ・パフォーマンスを中心に—、2012年9月15日、大阪府立大学女性学研究中心主催 女性学講演会、大阪府立男女共同参画・青少年センター
- ② 來田享子、1960-1979年のIOCにおけるオリンピック大会への女性の参加問題をめぐる議論—IOC総会議事録の検討を中心に—、日本体育学会第63回大会、2012年8月22日、東海大学湘南キャンパス
- ③ 來田享子、1936-1959年のIOCにおけるオリンピック大会への女性の参加問題をめぐる議論—IOC総会および理事会議事録の検討を中心に—、日本体育学会第62回大会、2011年9月25日、鹿屋体育大学
- ④ 風間孝・藤原直子、ゲイ/レズビアン・スポーツサークルへの参加要因——ヘテロノーマティヴィティと社交志向、スポーツジェンダー学会第10回大会、2011年7月2日、中京大学
- ⑤ 來田享子、SPORTDiscusの分析—ジェンダーおよび性的マイノリティに関するキーワードを中心に—、スポーツとジェンダー学会第10回記念大会、2011年7月2日、中京大学
- ⑥ 藤山新・井谷聡子、杉山文野、スポーツにおける性の多様性とその未来—学校教育とセクシュアル・マイノリティ—、スポーツジェンダー学会第10回大会、2011年7月3日、中京大学
- ⑦ 來田享子、1960年代後半のIOCにおける性別確認検査導入の議論—IOC理事会・総会議事録および関連文書の検討を中心に—、スポーツ史学会第24回大会、2010年11月27日、大和郡山市商工会館

〔図書〕(計8件)

- ① 飯田貴子、ミネルヴァ書房、身体能力の性差再考、ホモフォビア、木村涼子他編著、よくわかるジェンダー・スタディーズ、2013、168-169、172-173
- ② 來田享子、尚学社、指標あるいは境界としての性別—なぜスポーツは性を分けて競技するのか、來田享子、他編著、身体・性・生—個人の尊重とジェンダー、2012、41-71
- ③ 藤原直子、尚学社、キャンパスにおけるセクシュアル・マイノリティの学習環境

の保障—「当事者」の声をてがかりに、來田享子他編著、身体・性・生—個人の尊重とジェンダー、2012、215-41

- ④ 來田享子、市村出版、女性スポーツのプロモーション、川西正志他編、生涯スポーツ実践論—生涯スポーツを学ぶ人たちに、2012、192-195
- ⑤ 來田享子、溪水社、1968年グルノーブル冬季五輪における性別確認検査導入の経緯—国際オリンピック委員会史料の検討を中心に—、楠度和彦先生退職記念論集刊行会編、体育・スポーツ史の世界—大地と人と歴史との対話、2012、103-118
- ⑥ 風間孝・飯田貴子、明石書店、男同士の結びつきと同性愛タブー、好井裕明編著、セクシュアリティの多様性と排除、2011、93-124
- ⑦ 來田享子、明石書店、スポーツと性に関わる差別に対する近年の動向—欧州評議会の文書を中心に、(財)東海ジェンダー研究所記念論集編集委員会編、越境するジェンダー研究、2010、220-243
- ⑧ 來田享子、日本スポーツとジェンダー学会、年表でみるスポーツ・女性・ジェンダー(1900-2009)、日本スポーツとジェンダー学会編、スポーツ・ジェンダー：データブック2010、2010、1-10

6. 研究組織

(1) 研究代表者

飯田 貴子 (IIDA TAKAKO)
帝塚山学院大学・人間科学部・教授
研究者番号：60099554

(2) 研究分担者

風間 孝 (KAZAMA TAKASHI)
中京大学・国際教養学部・教授
研究者番号：50387627

來田 享子 (RAITA KYOKO)
中京大学・スポーツ科学部・教授
研究者番号：40350946

吉川 康夫 (YOSHIKAWA YASUO)
帝塚山学院大学・人間科学部・教授
研究者番号：90200964

藤山 新 (FUJIYAMA SHIN)
東洋大学・現代社会総合研究所・客員研究員
研究者番号：00440008

藤原 直子 (FUJIWARA NAOKO)
椋山女学園大学・人間関係学部・教授
研究者番号：20329642

(3) 研究協力者

井谷 聡子 (ITANI SATOKO)
トロント大学大学院